

岩手県告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担について、次のとおり連携協約を締結した。

平成31年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約

（趣旨）

第1条 この協約は、岩手県と盛岡市が、盛岡南公園の敷地内に共同して野球場を整備し、岩手県と盛岡市のスポーツ振興を支える拠点施設として効率的かつ安定的に管理するため、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 岩手県と盛岡市は、野球場の整備及び管理に係る事務（以下「事務」という。）の実施に当たっては、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

（事務の内容及び役割分担）

第3条 事務の内容及び役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（経費負担）

第4条 事務の実施に係る経費の負担割合は、岩手県と盛岡市の協議により別に定める。

（連絡会議）

第5条 岩手県と盛岡市は、事務の実施に係る連絡調整を図るため、定期的に連絡会議を開くものとする。

（協議）

第6条 岩手県と盛岡市は、事務の実施に当たり、条例、規則等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

（協約の変更及び廃止）

第7条 この協約を変更し、又は廃止しようとするときは、岩手県と盛岡市が、あらかじめ協議するものとする。

（補則）

第8条 この協約に定めるもののほか、この協約の実施に関し必要な事項は、岩手県と盛岡市が協議して定めるものとする。

附 則

この協約は、岩手県及び盛岡市の地方自治法第252条の2第2項の規定による告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

事 務	内 容	役割分担	
		岩手県	盛岡市
事業計画に係る事務	整備基本計画の作成	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	岩手県と相互に連携しながら実施する。
事業者募集に係る事務	実施方針の作成	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
	業務要求水準書の作成	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
	募集要項の作成	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
	その他	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。

事業者選定に係る事務	事業者選定委員会の設置及び運営	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
	事業者の選定	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	岩手県と相互に連携しながら実施する。
基本協定等の締結	事業者との基本協定、事業契約等の締結	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
設計及び施工に係る事務	基本設計及び実施設計に関する監理	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
	施工に関する監理	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
管理に係る事務	管理に関する事業者の監理	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。